

「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）の一部を改正する告示案」及び「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準（平成 13 年 5 月環水企第 92 号）の一部改正案」に対する意見の募集について」に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 概要

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」（以下「生活環境項目環境基準」という。）は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号。以下「告示」という。）により、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けることとしており、それぞれ環境基準値を定めています。また、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成 13 年 5 月環水企第 92 号。以下「事務処理基準」という。）においては、環境基本法における水域類型の指定、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）における常時監視等に関する事務処理基準を定めています。

令和 6 年 9 月に開催された、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会（第 1 回）において、地域のニーズや実情に応じた水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の在り方と柔軟な運用について検討が行われました。その結果を踏まえて、「①適時適切な類型の見直し」、「②「利用目的の適応性」に係る水浴の見直し」、「③季別の類型指定」、「④CODの達成評価の変更」に関し、告示及び事務処理基準の改正を行うため、以下のとおり意見募集を行いました。

- ・意見募集期間：令和 6 年 10 月 15 日（火）から令和 6 年 11 月 14 日（木）まで
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 意見提出数

96 件（うち本改正案と関係のない御意見は 1 件）

3. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

※ 取りまとめの都合上、御意見の内容を適宜要約及び複数件の集約をしています。また、お一人が複数の意見を提出されている場合があります。

全般的事項

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	「1.類型の適時適切な見直し」とそれに伴う「2.水浴の見直し」、加えて「3.季別の類型指定による季別管理」は非常に重要な一歩であり賛成する。出来れば2027年の第十次総量規制を待たずに早期実施を期待したい。	頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。
2	「柔軟に水域類型の指定及び適宜適切な見直しを行うこと」と明記していただいたことは大変有意義である。環境保全部局が積極的に見直しに取り組めるよう、支援をお願いしたい。	
3	今回の改正案は生物多様性を含めた河川や海洋環境改善の歴史的な一歩だと思う。是非、前に進めていただきたい。	
4	<p>本改正案は、利用目的での水浴の取扱いや、現状非悪化の原則に反する等を根拠に、類型指定の見直しが遅々として行われなかった問題に対し、国が明確に方針を改正し考え方を示すものとして評価でき、賛成する。</p> <p>水域類型の見直しは「地域の意見を聴いた上で」とあり、ステークホルダーの意見を反映させるスキーム。良く現場を見て聞いて、内湾環境をよりよく適正に保全することを関係者が意識することが重要。</p> <p>本見直しの考え方に拠れば、総量削減基本方針も削減一辺倒から脱却し、地域の状況に応じた環境基準に即して、適正に目標量の増加や濃度管理が行える「水質総量”管理”基本方針」となっていくことが肝要。</p> <p>栄養塩管理の推進により下水処理過程でのCO2排出削減やブルーカーボン固定の効果の創出も期待される。現場の負担を軽減し取り組みやすいスキーム構築も検討いただきたい。</p>	
5	「または」を「又は」に統一した方がよい。	御意見を踏まえ、「又は」に統一しました。
6	「地点」を「測定点」に改めない方がよい。	表現の適正化のため「測定点」としました。
7	広く国民が理解しやすいようダイジェスト的な資料を作成するべきである。	頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。

①適時適切な類型の見直し(事務処理基準の改正)

8~11	漁業や海苔養殖の盛んな海域では、窒素、燐の環境基準は、Ⅱ類型ではなくⅢ類型への見直しを望む。	個々の水域の類型については、水質汚濁の状況や利用目的の実態、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議をした上で、柔軟に水域類型の指定及び適宜適切な見直しを行うこととし、その旨、事務処理基準に記載しました。
12	「地域の実情に応じて類型を指定することができるようにすべき」との考え方に賛成する。とりわけ伊勢・三河湾では窒素、燐濃度の低下による深刻な漁業不振が明らかになっており、Ⅱ類型からⅢ類型への移行が求められる。	
13	愛知県では「水質の保全と豊かな海の両立」に向けた社会実験が行われており、こうした社会実験を行うため、現行の全窒素及び全リンに関わる環境基準の類型の見直しも検討を行っていくべき。	
14	伊勢・三河湾では、厳しい排水基準により海水の透明度は上昇したが、生態系の観点からは貧栄養で痩せた海となり、従来大量に水揚げされていたシャコ、アナゴ、イカナゴなど内湾特有の魚介類が激減している。類型を見直し、豊かな海とすべく排水基準を緩和いただきたい。	
15	大阪湾及び播磨灘のCODに関する環境基準について、科学的根拠に基づいた類型指定や環境基準値の見直しが必要である。	
16~17	全窒素及び全燐の濃度がCODの濃度レベルと関係がみられない場合にも、地域の実情に応じて適切にCODの類型を見直せるよう配慮すべき。その手法について追記する方が柔軟な運用が進みやすいと考える。	

②利用目的の適応性に係る水浴の見直し(告示改正)

18～20	利水目的の「水浴」を外すことは妥当である。	環境基準の告示別表にある各類型から「水浴」の利用用途を除外し、別途備考欄に、「いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点については、大腸菌数300CFU/100mL以下とする」旨を規定しました。
21	水域の類型指定については、各地域の自然環境保全と地元の水産業や港湾利用者、環境業従事者などの意見のすり合わせが重要である。水浴の管理基準を大腸菌数に限定した事は、海洋資源回復に繋がる転換点になると期待している。	
22	伊勢三河湾においては、Ⅱ類型からⅢ類型への移行にあわせて「水浴」規定の除外も必要である。	
23	「いずれの類型においても、水浴を利用目的？大腸菌数300CFU/100mL以下のみとする」としてはどうか。	
24	大腸菌数の基準により栄養塩の緩和に制約が掛かるのではないか。	
25～26	利用目的に水産1級と自然環境保全が含まれる場合には、水産利用がされるのに水域全体でこの大腸菌数（20CFU/100mL以下）が環境基準として適用され、改正前より著しく厳しくなるのではないか。	大腸菌数の基準値を「20CFU/100mL以下」としているのは、河川及び湖沼のAA類型ですが、これは改正前から変更ありません。
27～31	これまで「水浴」での利用を踏まえて河川類型を「A類型」と指定していた水域は、一律で、類型指定の見直しの検討が必要ということか。	各水域における水浴以外の利用目的を総合的に勘案し必要な場合には類型の見直しを行うこととなります。
32	水浴場水質判定基準と齟齬が生じるので、そちらの改正も行ってほしい。	水浴場水質判定基準については今後検討します。
33	これまで環境基準点を設定していない地点も水浴の用に供するとして監視・評価の対象となりうるのではないか。	環境基準点は、区分された水域を代表する地点を設定することとしており、水浴の用に供することのみを理由に環境基準点を設定する必要はありません。
34～38	ラフティング等の川下り、カヌー・カヤック・スワンポートを用いたレクリエーション、河川敷のキャンプ場やBBQ場での水遊び、釣りなどは「水浴」の範囲に該当するか。	別紙2 1.(5)1)に「告示備考の水浴とは、水の経口摂取の可能性が高い活動として、水との触れ合い、水域でのスポーツ、レクリエーションなど水に触れる利用を幅広くいう。」と記載しています。

③季別の類型指定(事務処理基準の改正)

39	伊勢湾では本当に海水の栄養塩がなく、脱色したみtainなノリが収穫される時期があるので、季節ごと決められることは大賛成。	地域のニーズに柔軟な対応ができるよう、COD及び全窒素・全燐において「季別の類型指定の選択が可能であること」を示しました。季別の類型指定をするかどうかは水域ごとの利用の態様等により判断することとなります。
40	季節によって窒素・リン濃度を変える季節別調整運転には大賛成である。	
41～49	ノリだけでなく多様な水産利用の改善のため、季別ではなく通年で見直すべき。	
50～51	湖沼に対する記述の部分なので、処理基準(案)p13③B.ア1行目は、海域→水域に修正すべき。	御意見を踏まえ、当該箇所の記述を「海域」から「湖沼」に修正しました。

④CODの達成評価の変更(事務処理基準の改正)

52～53	CODの達成評価を参考扱いにすることは妥当である。	有機汚濁を主因とした利水上の支障が継続的に生じていない場合に、海域（A類型又はB類型）と湖沼（AA類型又はA類型）について、CODの達成・非達成の評価を行わないことを可能としたものです。
54	環境基準は行政上の政策目標であり、その達成・維持のために、事業者等に対して必要な規制の措置が講じられており、「CODの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよいものとする」ことは、政策的に矛盾が生じる。	
55	本条項で記載されている「支障」は汚濁負荷による赤潮等を指すものと考えられるが、事務処理基準の改正案では、養殖ノリの色落ちが発生しているA類型及びB類型海域についても、支障が生じているとして、引き続きCODの評価が必要となってしまう。	御意見を踏まえ、事務処理基準の「現に支障が生じていない」を、「現に有機汚濁を主因とした利水上の支障が生じていない」に修正しました。
56～57	別紙2のみでは参考資料に示された「CODの環境基準の達成状況の年間評価は必ずしも行わなくてよい」場合の代替措置（「有機汚濁に関する常時監視（モニタリング）は継続して行う」「測定項目について、CODによるほか底層DOなどによる測定でも可能とする」）を行う必要が読み取れないため、事務処理基準に明文化していただきたい。	御意見を踏まえ、「CODによる評価を行わない場合も、水質汚濁防止法第15条に基づく水域の有機汚濁に関する常時監視（モニタリング）は継続して行うこと。ただし、測定項目については、CODによるほか底層DOなどによる測定でも可能とする。」ことを事務処理基準に明記しました。
58～60	年間評価を行わなくてもよいと判断される水域の基準、継続して実施する有機汚濁モニタリングや評価を行う地点との兼ね合い等について、より具体的な考え方の例示及び丁寧な説明を求める。	CODの達成評価の変更の運用については、説明会等により、具体的な考え方の例示及び丁寧な説明を検討します。

その他

61	環境基準値そのものの見直しや、必要に応じ水域区分の見直しの検討も行う必要がある。	頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。
62～64	近年のCOD増加に対応するため、海域は、A類型を2mg/L→4～5mg/L、B類型を3mg/L→5～6mg/L、C類型を8mg/L→10～11mg/Lに変更するか、A類型とB類型をやめてC類型のみにするのがよい。	
65	A類型は「水産1級」、B類型は「水産2級」とされているが、これらを「水産」として一本化すべき。	
66～68	CODをTOCに変えるべき。	
69	難分解性有機物の存在割合等も考慮した基準を策定すべき。	
70	国の基準値の見直しを行って窒素やリンを増やすようにしてもらいたい。	
71	全窒素 0.2 mg/L 全リン 0.02 mg/L を環境基準の下限值として設定を推奨することについて追記する方が、地域の実情に応じた適切な類型の見直しが進むと考える。	
72	全窒素及び全燐に関する環境基準について、“植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼や海域”が対象となっているが、植物プランクトンが増殖すると窒素や燐が低下するため、両者の関係も考慮して評価する必要がある旨を記載すべき。 植物プランクトンの増殖によってDOやCODが増加したり、pHが上昇したりすること、赤潮終息は植物プランクトンそのものの分解によってDOが低下し貧酸素となることもあることも留意点として記載すべき。	
73	溶存酸素量について、水温と塩濃度によって飽和酸素量は大きく変化するため、水温や塩濃度の変化に対応した基準に変更すべき。	
74～75	次期水質総量削減計画を大幅に緩和するべきである。	
76～77	海域の適正な栄養塩類濃度の達成に向けては、総量削減制度も速やかに見直すことも必要になっている。	

78	<p>化学物質が高濃度のまま海域に放出され魚類へ蓄積したり、生態系へ影響することを懸念している。現在でも瀬戸内等の閉鎖性水域の魚類における化学物質の蓄積量は比較的高濃度である。</p> <p>また、窒素やリンの濃度を上げることで海苔、牡蠣、小魚が増えることを想定しているが、実証されている事象なのか判然としない。</p> <p>この2点の科学的な検証データを提示し、議論を尽くしてから改正を行うべきであり、検証や議論を含めて地域に投げるべきではないと考える。</p>	<p>瀬戸内海においては、これまでの研究成果等から、栄養塩類の減少によって生物生産性に課題が生じていることが示唆されたことを踏まえ、令和3年に瀬戸内海環境保全特別措置法を改正し、湾・灘ごとの特定の海域の状況に応じて、栄養塩類（窒素及びりん）を供給することを可能とする栄養塩類管理制度を導入したところです。</p> <p>なお、関係府県が策定する栄養塩類管理計画に基づき、栄養塩類増加措置を実施する場合においても、水質目標値は環境基準の範囲内とすることとされているとともに、栄養塩類増加措置による水質測定や結果の調査、分析、評価といった順応的管理を実施することとされています。</p>
79	<p>国土交通省と連携し、下水処理場が柔軟な対応を積極的に取れるよう、対応をお願いする。</p>	<p>頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
80	<p>下水道という装置のコントロールにより、豊かな海の実現と漁業者の生活維持の道も開ける。</p>	

81	きれいな海も大事だが、水浴を外し、類型指定も見直しをし、栄養塩の豊富な豊かな海にするのも将来的に大事だと思う。	頂いた御意見は今後の参考とさせていただきます。
82	基本的には賛成するが、特に窒素やリンは海に必要な量と規制が乖離していると感じるため、基準を緩めて生き物の豊富な海を実現するよう指導してほしい。	
83	年間通して窒素、リンの排出規制を見直し、海で生きる生物の環境改善に繋げてほしい。	
84~85	豊かな海を取り戻してほしい。地域のおいしい海の幸が食べられる環境に是非戻してほしい。	
86~87	一層の栄養塩が必要。栄養の回復は少しでも早く手を打つべき。	
88	漁場の環境改善および栄養となる窒素とリンを増やす努力が必要である。	
89	大腸菌群の監視体制は継続すべきだが、窒素とリンは「限りなく無」や魚の住めない死の海を目標にしてはいけない。次世代へ豊かな海を受け継ぐ使命感を持ち、一日も早い「基準改定」を切に希望する。	
90	窒素、リンを緩和しても伊勢湾・三河湾の水産資源が戻ってくるかどうかかわからない、戻るまで緩和し続けなければ意味がない。	
91	参考資料を見ると、現場の状況をとてもよく把握してくれていると感じる。愛知県の水産業を更に良い方向に導いてもらいたい。雇用の創出・経済効果という観点からみても、愛知県として水産業の復活、豊かな海の復活に力をいれるべき。	
92	愛知県は、政府の定める環境基準値の上限まで緩和し、水産業の復活に力を入れていくべき。	
93	海が痩せてのり養殖に多々な影響がある。	
94	国産海苔が不作で海外産の海苔がどんどん日本に入ってきている現状を止めるため、海苔の生産量を増やす、良い海苔を生産するためにも、海へ流す窒素・燐の量を更に増やしてほしい。	
95	海産物に携る行政機関の方々はもっと現場に出向き、耳を傾けて敏感な対応をして頂く様お願いする。	

(備考) 「御意見の概要」欄は、頂いた御意見を要約し、類似意見の統合、誤字・脱字の修正など体裁を整えています。